

2 特定技能

(1) 在留資格「特定技能」とは？

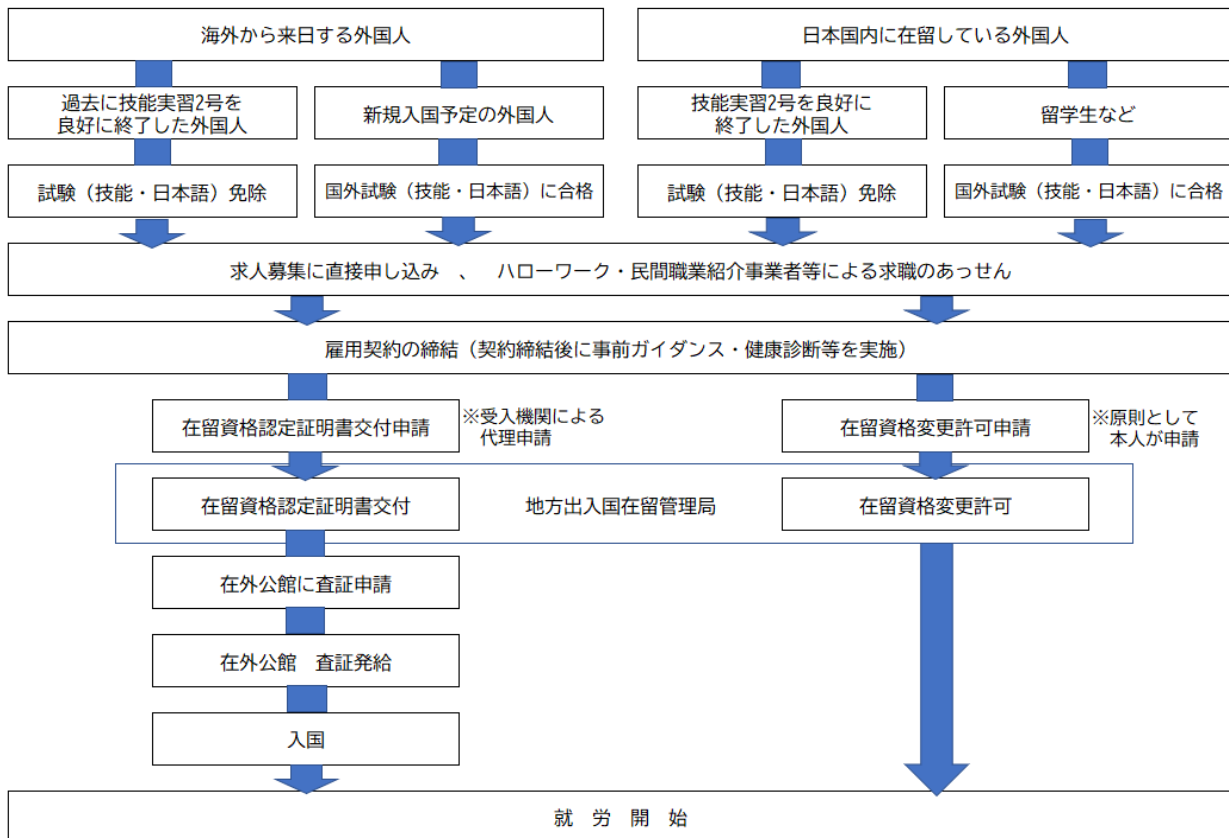
平成31年（2019年）4月に新設された在留資格「特定技能」は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人労働者を受け入れるための在留資格です。

	特定技能1号	特定技能2号
対象産業分野	特定産業分野（12分野）	介護分野を除く11分野
在留期間	1年、6か月、4か月 （更新可、通算5年が上限）	3年、1年、6か月 （更新可、上限なし）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を良好に終了したものは試験免除）	試験等で確認
日本語能力		試験等での確認は不要
家族の帯同	原則として不可	要件を満たせば可（配偶者、子）
転職	同一の産業分野間であれば転職が可能	

※特定産業分野

介護、ビルクリーニング、【素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業】、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(2) 特定技能外国人受け入れの流れ



(3) 受入機関（企業）の基準

①外国人と締結する雇用契約が適切であること。

- ・報酬額が、同等の技能、経験を有する日本人従業員と同等以上であること。
- ・所定労働時間が当該事業所の通常の労働者の所定労働時間と同等であること。
- ・外国人であることを理由に、報酬・教育訓練・福利厚生その他の待遇について差別的な取扱いをしていないこと。
- ・一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること。など

②関係法令等を遵守していること。

- ・労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること。
- ・同種の業務に従事する労働者を1年以内に非自発的に離職させていないこと。
- ・1年以内に受入機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと。
- ・過去5年以内に出入国・労働関係法令の違反がないこと。など

③雇用する外国人を支援する体制が整っていること。

- ・要件に該当する適切な支援責任者及び支援担当者を選任していること。
- ・雇用する外国人が理解できる言語で支援が実施できること。など

④外国人を支援する計画が適切であること。

(支援計画の主な内容)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1) 事前ガイダンス | 6) 日本語学習の機会の提供 |
| 2) 出入国時の送迎 | 7) 相談・苦情への対応 |
| 3) 住居確保・生活に必要な契約等の支援 | 8) 日本人との交流促進 |
| 4) 生活オリエンテーション | 9) 転職支援（人員整理等の場合） |
| 5) 公的手続き等への同行 | 10) 定期的な面談・行政機関への通報 |

※受入機関が支援計画の全部の実施を『登録支援機関』に委託する場合、③を満たしているものとみなされます。

[登録支援機関とは？]

- ・出入国在留管理庁長官の登録を受けた、「特定技能外国人に対する支援の実施」を担う機関です。
- ・出入国在留管理庁ホームページに登録されている機関の一覧表が掲載されています。（登録機関は随時更新されています）